

入院期間が180日を超える入院に係る 保険外併用療養費について

同一の傷病によって入院する期間が180日を超えた場合については、厚生労働大臣が定める場合を除き、入院基本料（基本点数）の15％に相当する額を、保険外併用療養費（保険外）として、以下の料金をご負担いただくこととなります。

この入院期間については、今回の入院以前3ヶ月以内に同一の傷病によって、当院または他の保険医療機関に入院していた期間が含まれます。

なお、入院基本料の85％につきましては健康保険の対象となります。但し、この部分についても保険の自己負担割合に応じた額をご負担いただきます。

料金 ： 2,780円 （税込み） （1日当たり）

【厚生労働大臣の定める状態にある方】

- ①重症のため基準で認められた個室または2人部屋に入院されている方
- ②重度の肢体不自由、脊損、意識障害、筋ジストロフィー等の方
- ③悪性腫瘍に対する腫瘍薬と投与されている方
- ④呼吸管理を実施している状態にある方

*対象外になる方の状態は、この他にもありますので、詳しくは係員にお尋ねください。

●この制度についてご不明な点がございましたら、1階「相談支援センター」にお申し出ください。



群馬県済生会前橋病院